

## 《令和6年度版》

# あきる野市中小企業振興資金融資制度 あきる野市小口零細企業保証資金融資制度 ご 案 内

### ◆資金使途

運転資金・設備資金・開業資金

### ◆融資限度額

1,000万円（運転資金・設備資金併せて）

### ◆返済期間

運転資金 7年・設備資金 10年・開業資金 7年（各資金据置期間6か月含む）

### ◆貸付利子 / 利子補給率

1.00% / 0.30%（本人負担0.70%）

### ◆制度融資をご利用いただける方

下記中小企業者等を対象としています。制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記業種を除く)	1,000万円以下	50人以下	20人以下
卸売業、サービス業、小売業	1,000万円以下	20人以下	5人以下

※小規模企業者は、あきる野市小口零細企業保証資金融資制度の対象要件です。

※宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者は小規模企業者です。

### ◆主な非対象業種 上記条件を満たしている場合でも以下の業種の方は制度融資をご利用できません。

農林漁業、金融業、保険業

※一部農林業、一部金融業、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く

◆制度融資概要

	中小企業振興資金融資	小口零細企業保証資金融資
申込要件	<p>【運転資金・設備資金】</p> <p>(1) 市内に住所及び事業所を有し、かつ、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいる中小企業者であること。</p> <p>(2) 区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3) 現にあきる野市制度融資を受けていないこと。</p> <p>(4) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p> <p>【開業資金】</p> <p>(1) 融資の決定を受けてから6月以内に市内で事業を開始することにより中小企業者となる者又は市内で事業開始後1年未満の中小企業者であること。</p> <p>(2) 区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3) 現にあきる野市制度融資を受けていないこと。</p> <p>(4) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p>	<p>【運転資金・設備資金】</p> <p>(1) 個人にあつては市内に住所及び事業所を有し、法人にあつては市内に主たる事業所を有し、かつ、引き続き1年以上市内で同一事業を営んでいる中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であること。</p> <p>(2) 区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。</p> <p>(4) 現にあきる野市制度融資を受けていないこと。</p> <p>(5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p> <p>【開業資金】</p> <p>(1) 融資の決定を受けてから6月以内に市内で事業を開始することにより小規模企業者となる者又は市内で事業開始後1年未満の小規模企業者であること。</p> <p>(2) 区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(3) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。</p> <p>(4) 現にあきる野市制度融資を受けていないこと。</p> <p>(5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。</p>
資金用途	<p>【運転資金】商品の仕入れ、買掛金の決済、諸経費の支払等に要する資金</p> <p>【設備資金】機械、土地、建物その他の事業の用に供する固定資産の購入等に要する資金</p> <p>【開業資金】事業を開始する、又は事業開始後1年未満において当該事業を営むために必要な資金</p>	
融資限度額	1,000万円(運転資金・設備資金併せて)	
貸付利率及び 利子補給率	<p>【貸付利率】1.00%</p> <p>【利子補給率】0.30.%(本人負担0.70%)</p> <p>※上記の貸付利率及び利子補給率は令和6年度に限る</p>	
償還方法	元金均等月賦償還	
保証人	<p>連帯保証人(注)1人以上であること。</p> <p>ただし、市長が必要と認める場合又は連帯保証人がいない場合は、東京信用保証協会若しくは東京都農業信用基金協会の保証が必要。</p> <p>(注)連帯保証人要件</p> <p>(1) 市内に3年以上引き続き居住していること。</p> <p>(2) 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(3) 区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。</p> <p>(4) あきる野市制度融資につき、他に保証していないこと。</p>	東京信用保証協会の保証が必要。

## ◆必要書類

	中小企業振興資金融資	小口零細企業保証資金融資
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書</li> <li>・直近に納期が到来した分の区市町村民税(市民税・固定資産税)納税証明書又は非課税証明書 (法人の場合は法人市民税及び法人固定資産税)</li> <li>・履歴事項全部証明書 ※法人の場合のみ必要</li> </ul>	
運転資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近2年分の決算書及び確定申告書の写し</li> </ul>	
設備資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の見積書の写し</li> <li>・カタログ</li> <li>・図面</li> <li>・直近2年分の決算書及び確定申告書の写し</li> </ul>	
開業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業計画書</li> <li>・課税証明書</li> <li>・営業許可書、開業届書の写し等</li> </ul> <p>※設備を購入する場合は、設備資金に必要な書類に準じた書類も必要</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人の直近に納期が到来した分の区市町村民税(市民税・固定資産税)納税証明書又は非課税証明書</li> <li>・連帯保証人の印鑑証明書</li> </ul> <p>※東京信用保証協会若しくは東京都農業信用基金協会の保証の場合は不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意書</li> </ul>

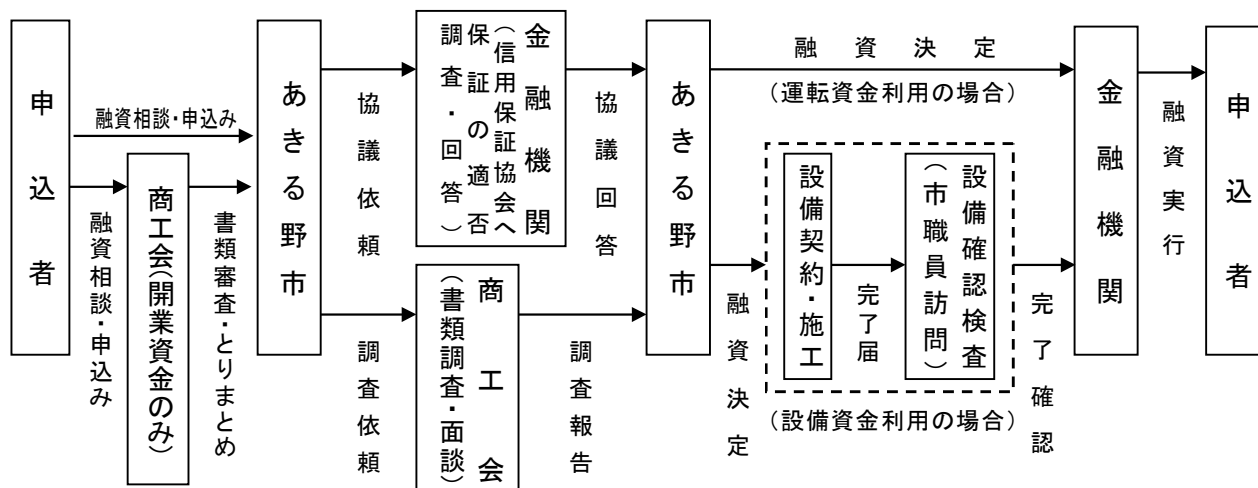
## ◆保証料助成

開業資金の利用者で、東京信用保証協会に保証料を支払った場合、額の1/2を補助します。  
ただし、繰上償還し、保証料の返戻を受けた時は、その額の1/2を市に返還していただきます。  
また、東京都の制度融資の要件を満たしている場合には、都の保証料助成も受けられます。

## ◆注意事項

- (1)この申込みについて、金融機関及び商工会から調査がありますので、全面的に協力してください。  
※商工会の調査は面談による聞き取り調査です。
- (2)設備資金と運転資金を併せた場合、設備資金が資金総額の半分以上を占める場合は設備資金の返済期間となり、半分に満たない場合は運転資金の返済期間となります。
- (3)設備資金で車両を購入する場合、乗用車(5ナンバー、3ナンバー)については総支払額が300万円以下の国産車とします。
- (4)設備資金の融資決定を受けた申込者は、設備工事完了後速やかに設備完了届を提出してください。
- (5)大規模な災害又は金融危機に起因した経済の収縮等の影響により償還が困難な場合は、1年を据置期間とすることができます。
- (6)月賦償還を怠った場合、償還すべき金額に対し各金融機関の定める割合を乗じて計算した金額の違約金を支払うことになります。月賦償還を怠った期間の利子補給はいたしません。
- (7)小口零細企業保証資金融資については、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引にすることもできますが、その際の利子補給はいたしません。返済方法は一括又は分割となります。
- (8)融資を受けた者は、資金を目的以外に使用することはできません。

## 申込みから融資実行までの流れ



※設備資金を利用した場合、融資決定するまでは、設備施工の契約や設備（車両）購入契約等を交わさないでください。また、原則として融資実行は、設備施工（納品等）完了後となります。施工完了前の融資が必要な場合はご相談ください。

【注意】設備資金による車両購入については、一部車種により制限があります。

## 借入手続きの所要日数

融資申込みをして、受付完了後から融資実行まで、通常約3週間程度かかりますので、計画的にご利用ください。（ただし、開業者はさらにかかることがあります。）

## 取扱金融機関

秋川農業協同組合	本店	☎	5 5 9 - 5 1 1 1
秋川農業協同組合	東秋留支店	☎	5 5 8 - 0 0 7 8
秋川農業協同組合	多西支店	☎	5 5 8 - 7 6 2 1
秋川農業協同組合	五日市支店	☎	5 9 6 - 1 4 3 1
(株)りそな銀行	あきる野支店	☎	5 5 8 - 2 6 1 1
青梅信用金庫	秋川支店	☎	5 5 8 - 1 6 1 1
青梅信用金庫	増戸支店	☎	5 9 6 - 5 3 1 1
西武信用金庫	秋川支店	☎	5 5 8 - 1 3 1 1
西武信用金庫	五日市支店	☎	5 9 6 - 1 8 1 1
多摩信用金庫	秋川支店	☎	5 5 9 - 3 1 1 1
多摩信用金庫	あきる野支店	☎	5 5 0 - 3 1 1 1

※秋川農業協同組合においては、「開業資金」の融資及びあきる野市小口零細企業保証資金融資を取扱いません。

## 問い合わせ・申込み先

あきる野市役所商工観光部商工振興課	☎	5 5 8 - 1 8 6 7
あきる野商工会	☎	5 5 9 - 4 5 1 1
あきる野商工会五日市支所	☎	5 9 6 - 2 5 1 1